



事務所通信

# Progress ~ 進歩

## 一期一会

平成30年12月号 (広告)  
2018年12月発行  
三宅税理士法人  
代表社員 三宅 孝治  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第139号  
発行担当者: 岡本 清美

今年も最後の月、12月となりました。自然への畏敬と人の温かさを感じ、人間の小さきことと同時に強きことを知った1年でした。それでも、残りの日々を悔いなく、前を向いて進んでいきたいと思っています。来年は、良い年でありますようにとサンタクロースをお願いして、家族でクリスマスを過ごす予定です。今月のテーマは、弊社の一番の商品「月次決算」で最も重要な「7つの法則」についてお話をさせていただきます。

### 今月のテーマ：月次決算7つの法則

#### Prologue: 月次決算とは・・・

月次決算とは、経営管理に必要で有効な情報を経営者の方に提供するため、毎月の営業成績や財政状態を明らかにするために月々行われる決算のことです。1年に一回行われる年次決算と違い、法律に基づいて実施が義務づけられているものではありません。しかし、経営は日々動いており、その状況は刻々と変化します。そこで、当初作成している利益計画が順調に遂行されているか進捗状況を確認し、経営の状況を把握して迅速な舵取りをしていくことを目的としています。さらに月次決算をすることで、年次決算利益を早期に予測し、適切な年次決算を行うことが可能となります。より正確な月次決算が、より良い年次決算に繋がるという事です。

#### POINT1: 発生主義

収益や費用は、お金が入り出す時に計上するわけではありません。(現金主義の会社もありますが) 収益は、「代金を受取った時」ではなく、「商品を販売引渡・製品の完成引渡・検収・サービスの提供完了など収益が実現した時」に認識(計上)されます。費用は、「代金を支払った時」ではなく、「モノやサービスを使った(消費)した時」に発生したと認識(計上)されます。ですから、**収益、費用とも当月認識したものは、月末日まで漏れなく計上する必要があります。**これが、発生主義です。さて、前述の費用の記述で消費がなぜ赤字になっているかですが、これはまた後程。

#### POINT2: 仮受金、仮払金勘定を精算する

仮勘定は、使用しないほうがよく、**取引ごとに適正な勘定科目に振替ます。**やむを得ず使用する場合(営業マンの方々の営業経費等)は、**原則その都度必ず精算**を行い、長期間放置することのないよう注意しましょう。社長の立替経費も都度精算し、遅くとも毎月末には精算しましょう。

#### POINT3: 月次(実地)棚卸をする

さて、ここでPOINT1の消費が太くなっていることから棚卸についてお話しします。会計には『費用収益対応の原則』というルールがあります。これは、費用をその対応関係にある収益と同じ時期に計上するというルールです。例えば、機械の製造販売をしている会社が、今月は機械(原価: @1万円)を4機作り、そのうち2機(売価: @2万円)を販売し、翌月残り2機を販売した。この会社の全ての取引の決済が当月現金としたならば、今月は収益(売上)が4万円、費用(原価)が4万円で、粗利は0円となり、翌月は収益(売上)が4万円、費用(原価)が0円、粗利は4万円となります。しかし、販売数も販売単価も製造コストも変わらないのに粗利が違うのは違和感がありませんか。ここで費用収益対応の原則なのです。今月販売した機械2機(売価: 4万円)に対応する原価は機械2機(原価: 2万円)で、粗利2万円、翌月販売した機械2機(売価: 4万円)に対応する原価も機械2機(原価: 2万円)で粗利2万円。これで同じ機械から生まれる利益は同じになります。

では、今月に機械を4機製造し、支払も終わっているのに、販売した2台分の原価しか費用にならず、残った機械2台の原価分はどうなるのか。その費用は**翌月以降の収益に対応する費用**なので、**棚卸資産**という資産に含まれます。毎月棚卸を計上するのは大変なことです。ですが、棚卸は適正な利益を計上するために重要です。また、棚卸を把握することは、無駄な仕入をなくすことにも繋がります。**棚卸はお金が姿を変えたもの**と心得ましょう。

#### POINT4: 月割減価償却費の計上

減価償却費は、期末確定費用です。だからといって期末に一度に計上してしまうと、減価償却費が利益を上回り、赤字で終了するはずが、赤字決算を迎えるということが起こる可能性があります。そんなことにならない様に、年間費用を見積り、**その12分の1の金額を月次の費用として計上**します。

#### POINT5: 月割賞与引当金の計上

減価償却費と同様に、賞与の支給(通常年2~3回)を考えている場合も、**賞与の年間支給額を見積り、その12分の1の金額を月次の費用として計上**します。ただし、業績により賞与支給を止めた場合には、計上分費用が少なくなり、利益となります。なお、こうした月割計上処理を必要とする費用には、これ以外にも支払額が多い固定資産税(通常年4回払)・年払となる生命保険料、損害保険料等、一度に計上してしまうと利益額に多大な影響を及ぼすものに関しては月割計上することも必要であると考えます。これはどうだろうか?と思われるものについては、弊社担当スタッフに遠慮なくお尋ね下さい。

#### POINT6: 消費税の税抜処理

消費税は、**税抜で処理をし、未払消費税等を計上**します。消費税は預り税なので、預かった消費税(仮受消費税等)から支払った消費税(仮払消費税等)を引いた額が、当月の未払納税額となり、未払消費税等として計上します。できれば、毎月計上される未払納税額を納税預金として積立して頂くと納税の折慌てずに済みます。

#### POINT7: 未払法人税等の計上

**税引き前の利益に概算の税率を掛けて計算したものが**、毎月の概算法人税等で、未払法人税等として計上します。消費税と同じように納税預金として積立をしておくとう安心です。会社に残る利益は、税金を支払った後の利益(税引後利益)ですから、毎月税額を計算することはとても重要なのです。

#### Epilogue: 月次決算を続けることで・・・

月次決算の積み重ねが、年次決算(申告)となります。月次決算を先にご紹介した7つの法則に則り、より正確なものとする事で申告がスムーズに行われるだけでなく、毎月の数字を掴むことによって3ヶ月前決算予測においても、適切な節税等を考えたうえで納税ができるようになります。私達は、数字を通してお客様のお役に立ちたいと思っています。ですので、「棚卸をして頂けませんか。」「工事台帳から未成工事を計算していただけますか。」「締後の売上(仕入)はありませんか。」「など毎月月次をさせて頂く度に、しつこい程のお願いをしています。今回の7つの法則は、弊社スタッフ皆が理解したうえで監査しておりますので、ご質問がございましたらいつでもお声掛けください。

### 基礎から学ぶ 決算書の読み方・活かし方

#### 今回のテーマのその先がわかるセミナーを弊社代表社員 三宅孝治が開催いたします。

本セミナーでは、決算書の仕組みや読み解くポイント、今後の経営への活かし方などを分かりやすく解説いたします。簿記の知識は不要です。決算書から今後の経営に役立つ情報を手に入れてみませんか。

【日時】 平成30年12月17日(月) 18:00~20:30

【会場】 倉敷商工会館 1階 第1・2会議室 (倉敷市白楽町249-5)

【対象】 経営者・後継者・経理担当者等 (興味がおありの方は、役職に関係なく歓迎いたします。)

【定員】 40名(定員に達し次第締切ます。)

【お申込・お問合せ】 倉敷商工会議所 経営安定特別相談室  
〒710-8585 倉敷市白楽町249-5 TEL 086-424-2111 FAX 086-426-6911 E-mail kcci@sqr.or.jp

【講師】 三宅 孝治 税理士・経営学修士(MBA)



#### 新しい仲間が増えました。

平成30年11月に入社致しました 松本奈々と申します。趣味は、旅行と3歳・5歳の息子と遊ぶことです。一日も早く仕事を覚えて、皆様のお力になればと思っています。どうぞ、宜しくお願いいたします。



#### 冬季休暇のお知らせ

12月29日(土)~1月6日(日)まで、勝手ではございますが、リフレッシュ休暇を頂戴致します。ご迷惑をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い致します。

#### 研修&望年会in神戸

11月2日~3日にかけて一泊二日の日程で、神戸に望年会を兼ねて研修旅行に行かせて頂きました。阪神淡路大震災から23年。新しい建物が建設される一方で、忘れてはならない記憶を繋いでいくための象徴も各所に残されており私達もまた、今回の出来事を忘れることなく、後の人達の為に役立てるように努力をしていかなければと思いを新たにしました。



#### < Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision** 今月の開催日は**12月13日(木)**です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
12月 13日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月7日(金)
1月 17日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月 11日(金)

\*2月以降の開催日は未定となっております。

#### < 12月のカレンダー >

10	月	*11月分源泉所得税・住民税の納付期限
13	木	*経営計画作成セミナー: Vision
31	月	*10月決算法人の申告・納付期限
		*4月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の7・1月決算法人)

\*年未年始の為、申告・納付期限は平成31年1月4日(金)となります。

